

令和8年度尾道市食料品等価格高騰重点支援介護施設等支援給付金事業実施要綱を次のように定める。

令和8年4月13日

尾道市長 平谷 祐宏

令和8年度尾道市食料品等価格高騰重点支援介護施設等支援給付金事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者を支援している介護保険事業等を行う事業所並びに障害のある人及び障害のある児童を支援している障害福祉サービス等を提供する事業所（以下これらを「事業所」という。）を有する事業者（以下「事業者」という。）に対し、食料品等の価格の高騰による負担の軽減の支援をすることにより、地域における介護等の提供体制を確保し、及び維持を図ることを目的とする。

(交付対象者)

第2条 尾道市食料品等価格高騰重点支援介護施設等支援給付金(以下「給付金」という。)の交付の対象となる者(以下「交付対象者」という。)は、別表第1又は別表第2の法律等の区分の欄に掲げるものに基づいて別表第1又は別表第2のサービスの名称の欄に掲げるサービス(以下「サービス」という。)を行う事業所を尾道市内に有する事業者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 第4条の規定による申請の日においてサービスの提供を行っていること。
- (2) 令和8年4月1日から同年6月30日までの間にサービスの提供の実績があること。
- (3) 令和9年3月31日までサービスを行う事業を継続する意思を有し、かつ、当該事業の休止又は廃止の予定がないこと。
- (4) 令和9年3月31日までサービスの提供に係る食材費の高騰分全額を利用者負担とする予定がないこと。

2 前項に定めるもののほか、尾道市内で、サービスに準じたものを行う者として、市長が認める者についても、交付対象者とする。

(給付金の額及び給付回数)

第3条 給付金の額は、別表第1及び別表第2の給付額の欄に掲げるとおりとする。

2 給付金の交付の回数は、1交付対象者当たり1回限りとする。

(交付申請)

第4条 給付金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、尾道市食料品等価格高騰重点支援介護施設等支援給付金交付申請書(介護分)(別記様式第1号)又は尾道市食料品等価格高騰重点支援介護施設等支援給付金交付申請書(障害分)(別記様式第2号)に、市長が必要と認める書類を添えて、令和8年7月31日までに市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、給付金を交付することが適当であると認めるときは、給付金の交付を決定し、尾道市食料品等価格高騰重点支援介護施設等支援給付金交付決定通知書(別記様式第3号)により、当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による決定に際して、必要な条件を付することができる。

(給付金の請求及び交付)

第6条 前条第1項の規定による給付金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、尾道市食料品等価格高騰重点支援介護施設等支援給付金交付請求書(別記様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、当該交付決定者に対し、速やかに給付金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第7条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、給付金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 不正又は虚偽の手段により給付金の交付を受けたとき。

(2) この要綱に定める給付金の交付の条件に違反したとき。

(3) 食事を提供するとして給付金を受けた月に一度も食事を提供しなかったとき。

(4) その他給付金の交付が適当でない認められるとき。

2 市長は、給付金の交付決定を取り消したときは、尾道市食料品等価格高騰重点支援介護施設等支援給付金交付決定取消通知書(別記様式第5

号)により、当該交付決定者に通知するものとする。

(給付金の返還)

第8条 市長は、前条第1項の規定による取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に給付金が交付されているときは、当該給付金の交付を受けた者に対し、その返還を求めることができる。

(報告及び調査)

第9条 市長は、この要綱の施行に必要な限度において、交付決定者に対し報告を求め、又は当該職員に施設等に立ち入らせ、若しくは調査させることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、給付金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月13日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、交付決定者に係る第7条第1項に規定する給付金の交付決定の取消し及び同条第2項に規定する当該取消しに係る通知、第8条に規定する給付金の返還並びに第9条に規定する報告及び調査に係る各条項の規定は、同日後も、なおその効力を有する。

別表第1（第2条、第3条関係）

法律等の区分	サービスの区分	サービスの名称	給付額
介護保険法（平成9年法律第123号）に基づくもの その他高齢者福祉に関するもの	入所系	介護老人福祉施設	交付対象者が提供するサービスを利用する者に対して交付対象者が提供した食事数（令和7年4月から令和8年6月までの間の任意の1か月分（上限30日分）の食事数） ×令和8年4月から令和9年3月までの間における食事の提供月数と提供予定月数の合計月数×20円
		地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	
		介護老人保健施設	
		介護医療院	
		特定施設入居者生活介護	
		介護予防特定施設入居者生活介護	
		介護予防認知症対応型共同生活介護	
		小規模多機能型居宅介護（泊り）	
		介護予防小規模多機能型居宅介護（泊り）	
		看護小規模多機能型居宅介護（泊り）	
		認知症対応型共同生活介護	
		短期入所療養介護	
		短期入所生活介護	
介護予防短期入			

	所療養介護 介護予防短期入 所生活介護 ケアハウス サービス付き高 齢者向け住宅 有料老人ホーム 養護老人ホーム 生活支援ハウス	
通所系	通所介護 認知症対応型通 所介護 通所リハビリテ ーション 介護予防通所リ ハビリテーショ ン 介護予防認知症 対応型通所介護 地域密着型通所 介護 通所型サービス (介護予防通所 サービス) 通所型サービス (基準緩和型通 所サービス) 小規模多機能型 居宅介護(通所) 介護予防小規模 多機能型居宅介 護(通所) 看護小規模多機	交付対象者が提供するサ ービスを利用する者に対 して交付対象者が提供し た食事数(令和7年4月 から令和8年6月までの 間の任意の1か月分(上 限20日分)の食事数) ×令和8年4月から令和 9年3月までの間におけ る食事の提供月数と提供 予定月数の合計月数×2 0円

	能型居宅介護 (通所)	
--	----------------	--

備考 給付金の額は、1事業所につき、この表の給付額の欄に掲げる額とする。

別表第2 (第2条、第3条関係)

法律等の区分	サービスの区分	サービスの名称	給付額
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)又は生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づくものその他社会福祉に関するもの	入所系	施設入所支援	交付対象者が提供するサービスを利用する者に対して交付対象者が提供した食事数(令和7年4月から令和8年6月までの間の任意の1か月分(上限30日分)の食事数)×令和8年4月から令和9年3月までの間における食事の提供月数と提供予定月数の合計月数×20円
		共同生活援助	
		短期入所	
		自立訓練(宿泊型)	
		救護施設	
	通所等	生活介護	交付対象者が提供するサービスを利用する者に対して交付対象者が提供した食事数(令和7年4月から令和8年6月までの間の任意の1か月分(上限20日分)の食事数)×令和8年4月から令和9年3月までの間における食事の提供月数と提供予定月数の合計月数×20円
		就労移行支援	
		就労定着支援	
		就労継続支援A型	
		就労継続支援B型	
自立訓練(生活訓練)			
自立訓練(機能訓練)			
地域活動支援センター			
日中一時支援			

	児童通所支援	児童発達支援 放課後等デイサ ービス	
--	--------	--------------------------	--

備考 給付金の額は、1事業所につき、この表の給付額の欄に掲げる額とする。